

4.3 環境法令等

4.3.1 環境関係法令による指定及び規制等

本事業計画に係る主な環境関係法令等を表 4.3.1(1)、(2) に示す。

表 4.3.1(1) 本事業計画に係る主な環境関係法令等一覧

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定及び規制	
公害防止	大気汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・大気汚染に係る環境基準	○
		大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）	・ばい煙等の排出規制等	—
			・自動車排出ガスに係る許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）	・特定地域の指定	—
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・ばい煙の排出の規制 ・粉じんに関する規制	—
	今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）（平成 15 年中環審 143 号）	・有害大気汚染物質の指針	○	
	騒音	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・騒音に係る環境基準	○
		騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・自動車騒音に係る許容限度等	—
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制等	○
	振動	振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・道路交通振動に係る要請等	—
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制等	○
	悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）	・悪臭原因物質の排出規制	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定施設等に対する悪臭規制	—
	水質汚濁	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・水質の汚濁に係る環境基準	○
		水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）	・公共用水域への排水規制 ・排水水の地下浸透の規制	—
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・公共用水域への排水規制 ・排水水の地下浸透の規制	○
		水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例（昭和 47 年 7 月 11 日条例第 27 号）	・特定事業場への上乗せ排出基準	—
		下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号）	・下水道への排水控除基準	—
	浜松市下水道条例（昭和 37 年 6 月 5 日条例第 21 号）	・下水道への排水控除基準	—	
土壌汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・土壌の汚染に係る環境基準	○	
	土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）	・区域の指定	—	
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）	・農用地土壌汚染対策の地域の指定	—	
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準	○	
静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・農用地の土壌汚染の防止等	—		
地盤沈下	静岡県地下水の採取に関する条例（昭和 52 年 8 月 1 日条例第 25 号）	・地下水の取水基準	—	
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）	・事業者の責務及び適切な処理等	○	

注) 表中の「○」は、本事業計画に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

表 4.3.1(2) 本事業計画に係る主な環境関係法令等一覧

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定 又は 規制
自然環境保全	自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）	・自然環境保全地域の指定	—
	静岡県自然環境保全条例 （昭和 48 年 3 月 23 日条例第 9 号）	・自然環境保全地域の指定	—
	自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）	・国立公園、国定公園区域の指定	○
	静岡県立自然公園条例 （昭和 36 年 10 月 4 日条例第 53 号）	・県立自然公園区域の指定	—
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）	・生息地等保護区の指定	—
	静岡県希少野生動植物保護条例 （平成 22 年 8 月 6 日 条例第 37 号）	・生息地等保護区の指定	—
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年 9 月 22 日条約 28 号）	・条約湿地の指定	—
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 （平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）	・世界自然遺産等の指定	—
	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	・風致地区の指定	—
	浜松市風致地区条例 （平成 18 年 12 月 15 日条例第 128 号）	・風致地区の指定	—
	景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）	・景観地区の指定	—
	都市緑地法（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号）	・緑地保全地区の指定	—
	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）	・保安林等の指定	○
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 （平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）	・鳥獣保護区等の指定	—
	文化財保護	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	・天然記念物等の指定
静岡県文化財保護条例 （昭和 36 年 3 月 28 日条例第 23 号）		・天然記念物等の指定	—
浜松市文化財保護条例 （昭和 52 年 3 月 30 日条例第 28 号）		・天然記念物等の指定	—
地球環境保全	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）	・温室効果ガス削減目標の設定等	—

注) 表中の「○」は、本事業計画に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

(1) 大気汚染

ア 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 4.3.2 に示すとおり定められている。

また、大気汚染に係る環境基準の評価方法を表 4.3.3 に示す。

表 4.3.2 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（48.5.16告示）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（48.5.8告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（48.5.8告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（53.7.11告示）
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。（48.5.8告示）
ダイオキシン類（DXNs）	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27告示）
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20告示）
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典）昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号、平成11年12月27日環境庁告示第68号、平成21年9月9日環境省告示第33号

表 4.3.3 大気の汚染に係る環境基準の評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値 (2%除外値) が 0.04ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値 (2%除外値) が 10ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値 (2%除外値) が 0.1mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0.1mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から 98% に相当するもの (年間 98% 値) が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O ₃)	短期的評価	昼間 (5 時～20 時) の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類 (DXNs)	長期的評価	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期的評価	1 年平均値が長期基準の 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98% が短期基準の 35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	長期的評価	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	長期的評価	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	長期的評価	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	長期的評価	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典) 昭和 48 年 6 月 12 日環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知、昭和 53 年 7 月 17 日環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知、平成 12 年 1 月 12 日環企企 11 号・環保安 6 号・環大企 11 号・環大規 5 号・環水企 14 号・環水管 1 号・環水規 5 号・環水土 7 号環境庁企画調整局長・大気保全局長・水質保全局長通知、平成 13 年 6 月 12 日環管総 182 号環境省環境管理局長通知、平成 21 年 9 月 9 日環水大総発第 090909001 号環境省水・大気環境局長通知

イ 排出基準

(7) 自動車排出ガス

大気汚染防止法では、自動車排出ガスの規制として、自動車1台ごとの排出ガス量の許容限度を定めている。排ガス規制の内容を表4.3.4(1)、(2)に示す。

表 4.3.4(1) 新車の自動車排出ガス規制値

種別	現行規制				次期規制				備考
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
乗用車	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)*3	CO	平成17年 ・ (平成21年)*4	1.92(1.15)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.08(0.05)		NMHC			
		NO _x		0.08(0.05)		NO _x			
		PM*4		0.007(0.005)		PM			
軽自動車	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)*3	CO	平成19年 ・ (平成21年)*4	6.67(4.02)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.08(0.05)		NMHC			
		NO _x		0.08(0.05)		NO _x			
		PM*4		0.007(0.005)		PM			
軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)*3	CO	平成17年 ・ (平成21年)*4	1.92(1.15)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.08(0.05)		NMHC			
		NO _x		0.08(0.05)		NO _x			
		PM*4		0.007(0.005)		PM			
中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)*3	CO	平成17年 ・ (平成21年)*4	4.08(2.55)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.08(0.05)		NMHC			
		NO _x		0.10(0.07)		NO _x			
		PM*4		0.009(0.005)		PM			
重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年 ・ (平成21年)*4	21.3(16.0)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.31(0.23)		NMHC			
		NO _x		0.9(0.7)		NO _x			
		PM*4		0.013(0.010)		PM			
乗用車	JC08モード (g/km)*3	CO	平成21年	0.84(0.63)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.032(0.024)		NMHC			
		NO _x		0.11(0.08)		NO _x			
		PM		0.007(0.005)		PM			
軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)*3	CO	平成22年	0.84(0.63)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.032(0.024)		NMHC			
		NO _x		0.11(0.08)		NO _x			
		PM		0.007(0.005)		PM			
中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)*3	CO	平成22年	0.84(0.63)		CO			次期規制については未定
		NMHC		0.032(0.024)		NMHC			
		NO _x		0.20(0.15)		NO _x			
		PM		0.009(0.007)		PM			
重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 平成22年 *5	2.95(2.22)	WHTC (g/kWh) *6	CO	平成28年 平成29年 平成30年	(2.22)	・平成28年度規制はGVW7.5t超 ・平成29年度規制はトラクター ・平成30年度規制はGVW7.5t以下
		NMHC		0.23(0.17)		NMHC		(0.17)	
		NO _x		0.9(0.7)		NO _x		(0.4)	
		PM		0.013(0.010)		PM		(0.010)	

注 1. CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NO_x：窒素酸化物、PM：粒子状物質
 2. 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたり上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67を示す。
 3. GVW(車両総重量) 3500kg以下のものについては、平成17年からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。
 4. ガソリン・LPG車のPM規制は、吸蔵型NO_x還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。(平成21年規制～)
 5. 平成21年規制はGVW12t超の車両に対し、平成22年規制はGVW12t以下の車両に対し適用。
 6. WHTCモードを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

表 4.3.4(2) 新車の自動車排出ガス規制値

種 別	現行規制				次期規制				備 考
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO		次期規制については検討中
		HC	(0.50)		NMHC				
		NO _x	(0.15)		NO _x				
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	(2.0)		CO		次期規制については検討中
			HC		(0.50)		NMHC		
			NO _x		(0.15)		NO _x		
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO		次期規制については検討中
			HC		(0.30)		NMHC		
			NO _x		(0.15)		NO _x		
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)		CO		次期規制については検討中
			HC		0.40(0.30)		NMHC		
			NO _x		0.20(0.15)		NO _x		
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)		CO		次期規制については未定
			NMHC		0.9(0.7)		NMHC		
			NO _x		5.3(4.0)		NO _x		
			PM		0.04(0.03)		PM		
	定格出力 37kW以上56kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)		CO		次期規制については未定
			NMHC		0.9(0.7)		NMHC		
			NO _x		5.3(4.0)		NO _x		
			PM		0.033(0.025)		PM		
	定格出力 56kW以上75kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)
			NMHC		0.25(0.19)		NMHC		(0.19)
			NO _x		4.4(3.3)		NO _x		(0.4)
			PM		0.03(0.02)		PM		(0.02)
	定格出力 75kW以上130kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)
			NMHC		0.25(0.19)		NMHC		(0.19)
			NO _x		4.4(3.3)		NO _x		(0.4)
			PM		0.03(0.02)		PM		(0.02)
	定格出力 130kW以上560kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6(3.5)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成26年	(3.5)
			NMHC		0.25(0.19)		NMHC		(0.19)
			NO _x		2.7(2.0)		NO _x		(0.4)
			PM		0.03(0.02)		PM		(0.02)
	ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未満のもの	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6(20.0)		CO		次期規制については未定
			NMHC		0.80(0.6)		NMHC		
			NO _x		0.80(0.6)		NO _x		

注1. CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NO_x：窒素酸化物、PM：粒子状物質

2. 規制値 2.7(2.0)とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0を示す。

3. 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

(イ) ばい煙発生施設

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場など）から排出、または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出規制を行っている。大気汚染防止法に係るばい煙発生施設は表 4.3.5 に示すとおりである。

本事業では同法に係る設備を設置しないため、ばい煙発生施設には該当しない。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、硫黄燃焼施設等の6種類の施設をばい煙発生施設として指定している。

本事業では、同条例に係る設備を設置しないため、同条例に係るばい煙発生施設には該当しない。

また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を特定施設と呼び、特定施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設及び排出基準を表 4.3.6 に示す。

本事業では同法に係る設備を設置しないため、特定施設には該当しない。

表 4.3.5 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設

No.	施設名	規模要件
1	ボイラー	伝熱面積 10m ² 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20 トン/日 燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鋇炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	火格子面積 1m ² 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用) 加熱炉	羽口面断面積 0.5m ² 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用) 加熱炉	燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格能力 200kV _A 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶解炉	火格子面積 1m ² 以上 変圧器定格能力 200kV _A 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉(カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	変圧器の定格容量 1000kV _A 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉(ベレット焼成炉含)、溶鋇炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力 0.5 トン/時 以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用) 反応炉	燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	電流容量 30kA 以上
21	(リン、リン酸、リン酸質肥料、複合肥料製造用〔原料にリン石を使用するもの〕) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	リン鉱石処理能力 80 kg/時 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上 変圧器定格容量 200kV _A 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積 10m ² 以上 ポンプ動力 1kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料にリン鉱石を使用するもの〕) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 火格子面積 1m ² 以上 燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・鉛の管、板、線の製造用〕) 溶解炉	燃焼能力 10 リットル/時 以上 変圧器定格容量 40kV _A 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kV _A 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kV _A 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃焼能力 35 リットル/時 以上

出典) 昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号

表 4.3.6 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設及び排出基準

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	基準値（ng-TEQ/m ³ N）	
		新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉 （火床面積が 0.5 m ² 以上、又は焼却能力が 50 kg/h 以上）	処理能力：4t/h 以上	0.1	1
	処理能力：2t/h 以上 4t/h 未満	1	5
	処理能力：2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上）		0.5	5
焼結鉢（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉（原料の処理能力が 1t/h 以上）		0.1	1
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉢炉、溶解炉、乾燥炉（原料の処理能力が 0.5t/h 以上）		1	10
アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（焙焼炉、乾燥炉：原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶解炉：容量が 1 t 以上）		1	5

出典）平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

ウ その他の指針

大気汚染に係る環境基準の他に、表 4.3.7 に示す物質の指針値等が示されている。

なお、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」によれば、指針値は、「環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」と定義されている。

表 4.3.7 その他の指針値等

物質	指針値等	根拠
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下	①
塩化水素	目標環境濃度 0.02ppm 以下	②
アクリロニトリル	年平均値 2 μg/m ³ 以下	③
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04 μgHg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μgNi/m ³ 以下	④
クロロホルム	年平均値 18 μg/m ³ 以下	
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg/m ³ 以下	⑤
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 0.006 μgAs/m ³ 以下	
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14 μgMn/m ³ 以下	⑥

注) 表中の根拠は以下に示す。

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和 51 年 8 月 13 日環大企 220 号環境庁大気保全局長通知）
- ②：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年 6 月 16 日環大規第 136 号環境庁大気保全局長通達）
- ③：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月 31 日中環審第 143 号）
- ④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成 18 年 11 月 8 日中環審）
- ⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成 22 年 10 月 15 日中環審）
- ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成 26 年 4 月 18 日中環審）

(2) 騒音

ア 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 4.3.8 に示すとおり定められている。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されていないため騒音に係る環境基準は適用されないが、事業予定地周辺の「都市計画区域内の用途地域の定めのない地域」については、B 類型の基準が適用される。

表 4.3.8 騒音に係る環境基準

<道路に面する地域以外の地域>

地域の 類型	類型当てはめ地域 (浜松市)	時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	—	50 dB 以下	40 dB 以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 浜北区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第1種住居地域（特別工業地区を除く）、第2種住居地 域（特別工業地区を除く。）、準住居地域、都市計画区 域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く。） 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域 のうち、別図により実線で表示した区域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別 工業地区	60 dB 以下	50 dB 以下

<道路に面する地域>

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

<特 例>

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70 dB 以下	65 dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。	

注)1. 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注)2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）を示す。

注)3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m

資料) 平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日浜松市告示第 214 号、平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 334 号

イ 規制基準

騒音規制法および静岡県生活環境の保全等に関する条例では、建設工事の作業のうち著しい騒音を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、騒音の大きさ、作業時間および作業期間等を規制の対象としている。

また、騒音規制法および静岡県生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、騒音の大きさを規制するとともに、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音を発生する作業（特定作業）を行う工場・事業場を「特定作業工場等」と呼び、騒音の大きさを規制している。

さらに、騒音規制法では、自動車騒音が環境省の定める限度値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は県公安委員会に対して道路交通法による規制措置をとるよう要請することができるものとして、自動車騒音の限度（要請限度）を定めている。

(7) 特定建設作業

騒音規制法および静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を表 4.3.9 に、規制基準を表 4.3.10 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域外に位置するため、騒音規制法は適用されないが、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき一号区域の規定が適用される。

表 4.3.9 特定建設作業の種類（騒音）

作業の種類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機（もんけんを除く。）を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く	騒音規制法に同じ
くい抜機を使用する作業	すべて	
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式を除く	
びょう打機を使用する作業	すべて	
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業	
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が 15kW 以上	
コンクリートプラントを設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上	
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が 200kg 以上	
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上	
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上	
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上	

出典) 昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.3.10 特定建設作業に係る規制基準（騒音）

項目	区域	規制基準	適用除外
騒音の大きさ	一号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85dB を超えないこと。	—
	二号区域		
作業ができない時間	一号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時	①、②、③、④、⑤
	二号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時	
1 日の作業時間	一号区域	10 時間以内	①、②
	二号区域	14 時間以内	
同一場所における作業時間	一号区域	連続して 6 日以内	①、②
	二号区域		
日曜・休日における作業	一号区域	禁止	①、②、③、④、⑤、⑥
	二号区域		

注) 表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
- ④ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件ある場合。また、同法第 35 条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
- ⑤ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
- ⑥ 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

出典) 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 334 号

表 4.3.11 特定建設作業に係る規制区域（騒音）

地域の区分	騒音規制法（浜松市）	静岡県生活環境の保全等に関する条例
一号区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜北区の区域のうち別図により実線で表示した区域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(特別工業地区を除く)、第 2 種住居地域(特別工業地区を除く)、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域(浜松飛行場を除く)、旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域のうち別図により実線で表示した区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地域、工業地域のうち学校・病院等の施設の周囲おおむね 80m の区域	二号区域以外の全域
二号区域	工業地域のうち一号区域以外の区域	工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の施設の周囲おおむね 80m の区域を除いた地域

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 334 号

(4) 特定施設等

騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設を表 4.3.12 に、特定作業の種類を表 4.3.13 に示す。また、特定工場等の規制基準を表 4.3.14 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域外に位置するため、騒音規制法は適用されないが、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく第 2 種区域に該当する。

表 4.3.12 特定施設の種類（騒音）

大分類	小分類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	すべて
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン(ロール式)	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	呼び加圧能力 49kN 以上
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤフォーミングマシン	すべて	
	ブラスト	タブラスト以外のものであって密閉式のものを除く	
	タブラー	すべて	
	旋盤	(規制対象外)	すべて
	ボール盤		
	平削り盤		
	型削り盤		
		切断機	高速切断機
	研摩機	(規制対象外) 工具用研摩機を除く	
空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	
織機	織機	原動機を用いるものに限る	
	紡績機械	(規制対象外)	すべて
	撚糸機		
	製紐機		
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上	すべて
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上	
穀物用製粉機(ロール式)		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて	すべて
	チップー	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	碎木機	すべて	
	帯のこ盤	製材用…原動機の定格出力 15kW 以上	
	丸のこ盤	木工用…原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
製紙機械及び紙加工機械	抄紙機	すべて	すべて
	トレットペーパーリワインダー	(規制対象外)	
	コルゲートマシン		
	紙ひもより機		
印刷機械		原動機を用いるものに限る	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機		ジョルト式のものに限る	すべて
クーリングタワー		(規制対象外)	原動機の定格出力 0.75kW 以上
集じん施設			すべて
冷凍機(圧縮機を用いるもの)			原動機の定格出力 3.75kW 以上

出典) 昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.3.13 特定作業の種類（騒音）

作業の種類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
厚さ 0.5mm 以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業	(規制対象外)	すべて
鉄骨又は橋りょうの組立ての作業		
鋼製船舶の建造又は修理の作業		

出典) 昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.3.14 特定工場等の規制基準（騒音）

時間の区分 区域の区分	朝 (6～8 時)	昼 間 (8～18 時)	夕 (18～22 時)	夜 間 (22～6 時)
第 1 種区域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第 2 種区域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第 3 種区域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
第 4 種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB

注 1) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に存在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 2) 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第 3 種区域及び第 4 種区域内へ 30 メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典) 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 334 号

表 4.3.15 特定工場等に係る規制区域（騒音）

区域の区分	騒音規制法（浜松市）	静岡県生活環境の保全等に関する条例
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜北区の区域のうち別図により実線で表示した区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(特別工業地区を除く)、第 2 種住居地域(特別工業地区を除く)、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域(浜松飛行場を除く)、旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域以外の全域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地域	近隣商業地域、商業地域及び及び準工業地域並びに知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く）
第 4 種区域	工業地域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区（用途地域内の区域を除く）

資料) 平成 17 年 7 月 1 日 浜松市告示第 334 号、平成 11 年 3 月 12 日 静岡県規則第 9 号

(ウ) 自動車騒音の限度

騒音規制法に基づく、自動車騒音の限度（要請限度）を表 4.3.16 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されていないため同規定は適用されないが、事業予定地周辺の市街化調整区域は「都市計画区域内の用途地域の定めのない地域」にあたるため、b 類型の基準が適用される。

表 4.3.16 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB	70 dB
<p>備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下）によることができる。</p> <p>【浜松市】 a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、浜北区の区域のうち、別図により実線で表示した区域 b 区域：第 1 種住居地域（特別工業区域を除く）、第 2 種住居地域（特別工業区域を除く）、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く）、春野、佐久間、水窪及び龍山地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業区域、工業地域</p>		

注 1) 「車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）を示す。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典) 平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 334 号

(3) 振動

ア 規制基準

振動規制法および静岡県生活環境の保全等に関する条例では、建設工事の作業のうち著しい振動を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、振動の大きさ、作業時間および作業期間等を規制の対象としている。

また、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい振動が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、振動の大きさを規制の対象としている。

振動規制法では、道路交通振動が環境省の定める限度値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、または県公安委員会に対して道路交通法の規定による規制措置をとるよう要請することができるものとして、道路交通振動の限度（要請限度）を定めている。

(7) 特定建設作業

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を表 4.3.17 に、規制基準を表 4.3.18 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域外に位置するため、振動規制法は適用されないが、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく区域区分として一号区域に該当する。

表 4.3.17 特定建設作業の種類（振動）

作業の種類	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く	振動規制法に同じ
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く	
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて	
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業	
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業	

資料) 昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.3.18 特定建設作業に係る規制基準（振動）

項目	区域	規制基準	適用除外
振動の大きさ	一号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において75dBを超えないこと。	—
	二号区域		
作業ができない時間	一号区域	午後7時～翌日の午前7時	①②③④⑤
	二号区域	午後10時～翌日の午前6時	
1日の作業時間	一号区域	10時間以内	①②
	二号区域	14時間以内	
同一場所における作業時間	一号区域	連続して6日以内	①②
	二号区域		
日曜・休日における作業	一号区域	禁止	①②③④⑤⑥
	二号区域		
備考：一号区域及び二号区域は、特定建設作業騒音に係る規制区域と同じ			

注) 表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
- ④ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件がある場合。また、同法第35条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
- ⑤ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第80条第1項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
- ⑥ 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

出典) 昭和51年11月10日総理府令第58号、平成11年3月12日 静岡県規則第9号、平成17年7月1日浜松市告示第334号及び第335号

(4) 特定施設等

振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設を表 4.3.19 に、規制基準を表 4.3.20 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域外であり、振動規制法は適用されないが、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく区域区分として第 1 種区域の 2 が適用される。

表 4.3.19 特定施設の種類（振動）

大分類	小分類	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く	振動規制法と同様
	機械プレス	すべて	
	せん断機	原動機定格出力 1kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5kW 以上	
圧縮機		原動機定格出力 7.5kW 以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力 7.5kW 以上	
織機		原動機を用いるもの	
コンクリート機械	コンクリートブロッカマシン	原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上	
	コンクリート管製造機械	原動機定格出力の合計が 10kW 以上	
	コンクリート柱製造機械		
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて	
	チップパー	原動機定格出力 2.2kW 以上	
印刷機械		原動機定格出力 2.2kW 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外）		原動機定格出力 30kW 以上	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機（ジョルト式）		すべて	

出典）昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.3.20 特定工場等に係る規制基準（振動）

時間の区分 区域の区分	昼 間（8～20 時）	夜 間（20～翌 8 時）
	第 1 種区域の 1	60 dB
第 1 種区域の 2	65 dB	55 dB
第 2 種区域の 1	70 dB	60 dB
第 2 種区域の 2	70 dB	65 dB

注）病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする

出典）平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 334 号及び第 335 号

表 4.3.21 特定工場等に係る規制地域（振動）

区域の区分	該当する区域	
	振動規制法（浜松市）	静岡県生活環境の保全等に関する条例
第 1 種区域の 1	騒音規制法に基づく第 1 種区域	静岡県生活環境の保全等に関する条例の特定工場等における騒音に係る第 1 種区域
第 1 種区域の 2	同 第 2 種区域	同 第 2 種区域
第 2 種区域の 1	同 第 3 種区域	同 第 3 種区域
第 2 種区域の 2	同 第 4 種区域	同 第 4 種区域

出典）平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 335 号

(ウ) 道路交通振動の限度

振動規制法に基づく、道路交通振動の限度（要請限度）を表 4.3.22 に示す。

事業予定地とその周辺は、都市計画法に基づく都市計画区域外に位置するため、同規定は適用されない

表 4.3.22 道路交通振動の限度（要請限度）

時間の区分 区域の区分	該当地域	昼 間 (8 時～20 時)	夜 間 (20 時～8 時)
a	第1種区域並びに第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	65 dB	55 dB
b	第2種地区域のうちaの区域の区分以外の地域	70 dB	65 dB
c	第3種区域及び第4種区域	75 dB	70 dB
<p>備 考：</p> <p>第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、浜北区の区域のうち、別図により実線で表示した区域</p> <p>第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域（特別工業区域を除く）、第2種住居地域（特別工業区域を除く）、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く）、春野、佐久間、水窪及び龍山地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域</p> <p>第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業区域</p> <p>第4種区域：工業地域</p>			

出典) 平成12年年3月2日総理府令第15号、平成17年7月1日浜松市告示第334号

(4) 悪臭

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内の全ての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがある。浜松市では、臭気指数による規制を行っており、その規制基準は表 4.3.23 に示すとおりである。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域外に位置するため第2地域の規制基準が適用される。

表 4.3.23 悪臭防止法に基づく規制基準（浜松市）

規制方法	区分	地域	規制基準
臭気指数 (市内全域)	第1地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	10
	第2地域	近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	13
	第3地域	準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の地域	15
	第4地域	工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域	17

出典) 平成21年9月30日浜松市告示第465号

(5) 水質汚濁

ア 環境基準

水質に係る環境基準については、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 4.3.24～表 4.3.27 に示すとおり定められている。

なお、人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準は、全ての水域に適用され、地下水の水質汚濁に係る環境基準も全ての地下水に適用される。一方、生活環境の保全に関する環境基準は、各水域に対して類型指定されており、類型指定ごとの基準が適用される。

事業予定地およびその周辺では、天竜川（鹿島橋より上流側）が河川 AA 類型及び河川生物 A 類型に指定されている。

表 4.3.24 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 4.3.25(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

注 1) 基準値は、日間平均値とする

注 2) 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 4) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 5) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 6) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄化操作を行うもの

注 7) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 4.3.25(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/ L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 4.3.26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 注 4) 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 出典) 平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

表 4.3.27 水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
 注 2) 水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
 出典) 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

イ 規制基準

水質汚濁防止法では、特定の要件を備える汚水、または廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定事業場」と定め、規制を行っている。同法に定める排水基準は表 4.3.28(1)～(2)に示すとおりであるが、本事業は同条例に係る設備を設置しないため、特定施設に該当しない。

また、特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場においては、有害物質を含む水が地下へ浸透することについて規制を行っている。同法に定める排水基準は表 4.3.29 に示すとおりであるが、本事業は特定施設に該当しない。

静岡県生活環境の保全等に関する条例では、アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設等の 4 施設を水質の汚濁に係る特定施設として指定しているが、本事業では、同条例に係る設備を設置しないため、同条例に係る特定施設には該当しない。

また、静岡県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例」に基づき、特定事業場の排水に対する上乗せ排水基準が定められている。事業予定地周辺は天竜川水域に該当し、表 4.3.30 に示す上乗せ排水基準が定められている。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」と呼び、施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

同法に定める排出水の基準は表 4.3.31 に示すとおりであり、本事業は特定施設に該当しない。

また、事業予定地は公共下水道の計画区域外であり、下水道が整備される計画はない。生活排水は合併処理浄化槽により処理した後、公共用水域に放流する計画である。本事業は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定める排水規制は適用されない。

表 4.3.28(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L
シアン化合物	1mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L
ヒ素及びその化合物	0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg B/L 海域 230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg F/L 海域 15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1)アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注2)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3)ヒ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典) 昭和46年6月21日総理府令第35号

表 4. 3. 28(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質以外の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

注 1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

注 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

注 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

注 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注 7) リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典) 昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

表 4.3.29 水質汚濁防止法に基づく特定地下浸透の基準値

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001mg/L
シアン化合物	シアン 0.1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメト及びEPNに限る）	0.1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.005mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.04mg/L
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	アルキル水銀 0.0005mg/L
PCB	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004mg/L トランス体 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L
セレン及びその化合物セレンとして	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L

出典) 平成元年 8 月 21 日環境庁告示第 39 号

表 4.3.30 特定事業場の上乗せ排水基準（天竜川水域）

設置年月日	特定事業場の区分		BOD		浮遊物質		鉱油類	銅	亜鉛	クロム	適用の日
			(mg/L)		(mg/L)		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	
昭和五十年十二月三十一日以前	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50	—	1	3	2	昭和55年 4月1日
	食料品の製造業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が400立方メートル以上である特定事業場に係るもの	40	50	40	50	—	—	—	—	昭和52年 1月1日
		1日の平均的な排出水の量が400立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	70	90	—	—	—	—	
	製糸業又は染色整理業に係るもの	1日の平均的な排出水の量が4,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	25	30	40	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上4,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	30	40	30	40	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が300立方メートル以上1,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	80	100	50	70	—	—	—	—	
		1日の平均的な排出水の量が300立方メートル未満である特定事業場に係るもの	100	120	70	90	—	—	—	2	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの		70	90	100	120	—	—	—	—	
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	
	その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	20	30	3	1	1	1	
		1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	3	1	1	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	—	3	—	
		1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	3	5	2	
し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		30	40	70	90	—	—	—	—	昭和51年 1月1日	
下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	40	50	—	—	—	—		
その他のもの	1日の平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上である特定事業場に係るもの	10	15	20	30	3	1	1	1		
	1日の平均的な排出水の量が2,000立方メートル以上5,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	30	40	3	1	1	—		
	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル以上2,000立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	—	1	3	—		
	1日の平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	3	5	2		

- 注1) 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 注2) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注3) 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- 注4) この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。
- 注5) この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。
- 注6) 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 注7) 下水道処理区域内に所在する特定事業場(下水道終末処理施設を設置するものを除く。)から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。
- 注8) 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 注9) 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水について適用する亜鉛含有量についてはの上乗せ排水基準「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水について適用する。
- 出典) 昭和47年7月11日静岡県条例第27号

表 4.3.31 ダイオキシン類の排出水排出基準

特定施設種類	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 <input type="checkbox"/> カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 <input type="checkbox"/> 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 <input type="checkbox"/> カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 <input type="checkbox"/> アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 <input type="checkbox"/> 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 <input type="checkbox"/> 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 <input type="checkbox"/> 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 <input type="checkbox"/> フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 <input type="checkbox"/> 水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 <input type="checkbox"/> 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 	<p>10 ng-TEQ/Nm³</p>

出典) 平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

(6) 土壤汚染

ア 環境基準

土壤汚染に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 4.3.32 及び表 4.3.33 に示すとおり定められている。

表 4.3.32 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
ヒ素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典) 平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

表 4.3.33 土壤汚染に係るダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

注)1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 注)2. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。
 出典) 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

イ 規制基準

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、農用地の土壤について、特定有害物質により汚染された地域を農用地土壤汚染対策地域として指定しているが、浜松市内に指定された地域はない。また、土壤汚染対策法に基づき、指定基準を満たさない区域を要措置区域及び形質変更時要届出区域として規制するが、浜松市内においては、要措置区域が 1 件（中区）、形質変更時要届出区域が 2 件（ともに中区）、計 3 件が存在する。（平成 26 年 6 月 27 日現在。）

土壤汚染対策法に基づく基準を表 4.3.34 に示す。

表 4.3.34 土壤汚染対策法に基づく基準

特定有機物の種類	基準値		
	溶出量	第二溶出量	含有量
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下	250mg/kg 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下	—
シアン化合物	検出されないこと	1.0mg/L 以下	50mg/kg 以下 (遊離シアン)
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下	—
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	水銀 0.005mg/L 以下か つ、アルキル水銀が検 出されないこと	15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	3mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下	—
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下	—
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	30mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003mg/L 以下	—
有機リン化合物	検出されないこと	1mg/L 以下	—

出典) 平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号

(7) 地盤沈下

静岡県地下水の採取に関する条例では、地下水の採取に伴う障害の防止等を図るため、指定の区域において地下水の採取に係る規制を行っている。同条例に定める浜松市（西遠規制地域）の地下水の取水基準は表 4.3.35 に示すとおりである。

事業予定地は規制地域に該当しないため、同基準は適用されない。

表 4.3.35 静岡県地下水の採取に関する条例に基づく取水基準（西遠規制地域）

区域の 区分	新設揚水設備			代替揚水設備			新設揚水設備
	揚水機の吐 出口断面積 (cm ²)	採取する地 下水の量 (m ³ /分)	スレーナの 位置 (地表面 下 m)	揚水機の吐 出口断面積 (cm ²)	採取する地 下水の量 (m ³ /分)	スレーナの 位置 (地下水表 面下 m)	隣接する揚水設備 相互間の距離
①の区域	22 以下	0.25 以下	100 以深	37 以下	0.45 以下	100 以深	22cm ² …100m 以上
②の区域	22 以下	0.25 以下	100 以深	37 以下	0.45 以下	100 以深	22cm ² …100m 以上
③の区域	22 以下	0.25 以下	—	37 以下	0.45 以下	—	22cm ² …100m 以上
④の区域	22 以下	0.25 以下	100 以深	37 以下	0.45 以下	100 以深	22cm ² …100m 以上
⑤の区域	22 以下	0.25 以下	100 以深	52 以下	0.70 以下	100 以深	22cm ² …100m 以上
⑥の区域	22 以下	0.25 以下	—	52 以下	0.70 以下	—	22cm ² …100m 以上

注) 新設揚水設備と既設の水道事業等揚水供給事業の揚水設備との間隔は、それぞれの区域の最大のものを適用する。
出典) 昭和 54 年 8 月 1 日静岡県告示第 628 号

(8) 自然環境保全に係る指定状況

ア 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域である。

浜松市には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に該当する地域はない。また、静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は表 4.3.36 に示すとおりであり、事業予定地から最も近い渋川自然環境保全地域が事業予定地から北西約 10 km に位置している。

表 4.3.36 自然環境保全地域

名称	面積 (ha)	指定年月日	
気田川	856 【200】	昭和 49 年 6 月 7 日	【昭和 50 年 4 月 25 日】
渋川	195 【105】	昭和 49 年 6 月 7 日	【昭和 50 年 4 月 25 日】
京丸・岩岳山	353 【229】	昭和 50 年 2 月 20 日	【昭和 52 年 3 月 30 日】

注) 面積の欄の【】内の数字は特別地区の面積を、指定年月日の欄の【】内は特別地区の指定年月日を示す。
出典) 「静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図」(平成 22 年 4 月、静岡県)

イ 自然公園

自然公園とは、自然公園法に基づき、「優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ること」を目的に指定された地域である。

浜松市における、自然公園法に基づく国立公園、国定公園及び静岡県立自然公園条例に基づく県立自然公園の概要を表 4.3.37 に、事業予定地周辺の自然公園を図 4.3.1 に示す。

事業予定地は国定公園に指定された、天竜奥三河国定公園の第 3 種特別地域に位置している。

表 4.3.37 国立公園、国定公園及び県立自然公園の概要

区分	名称	指定年月日	面積 (ha)
国立、国定公園	天竜奥三河国定公園	昭和 44 年 1 月 10 日	静岡県内 4,838
			全域 25,723
県立自然公園	浜名湖県立自然公園	昭和 25 年 5 月 11 日	16,708

出典) 「静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図」(平成 22 年 4 月、静岡県)

ウ 生息地等保護区

浜松市には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、並びに静岡県希少野生動植物保護条例に基づく生息地等保護区は設定されていない。

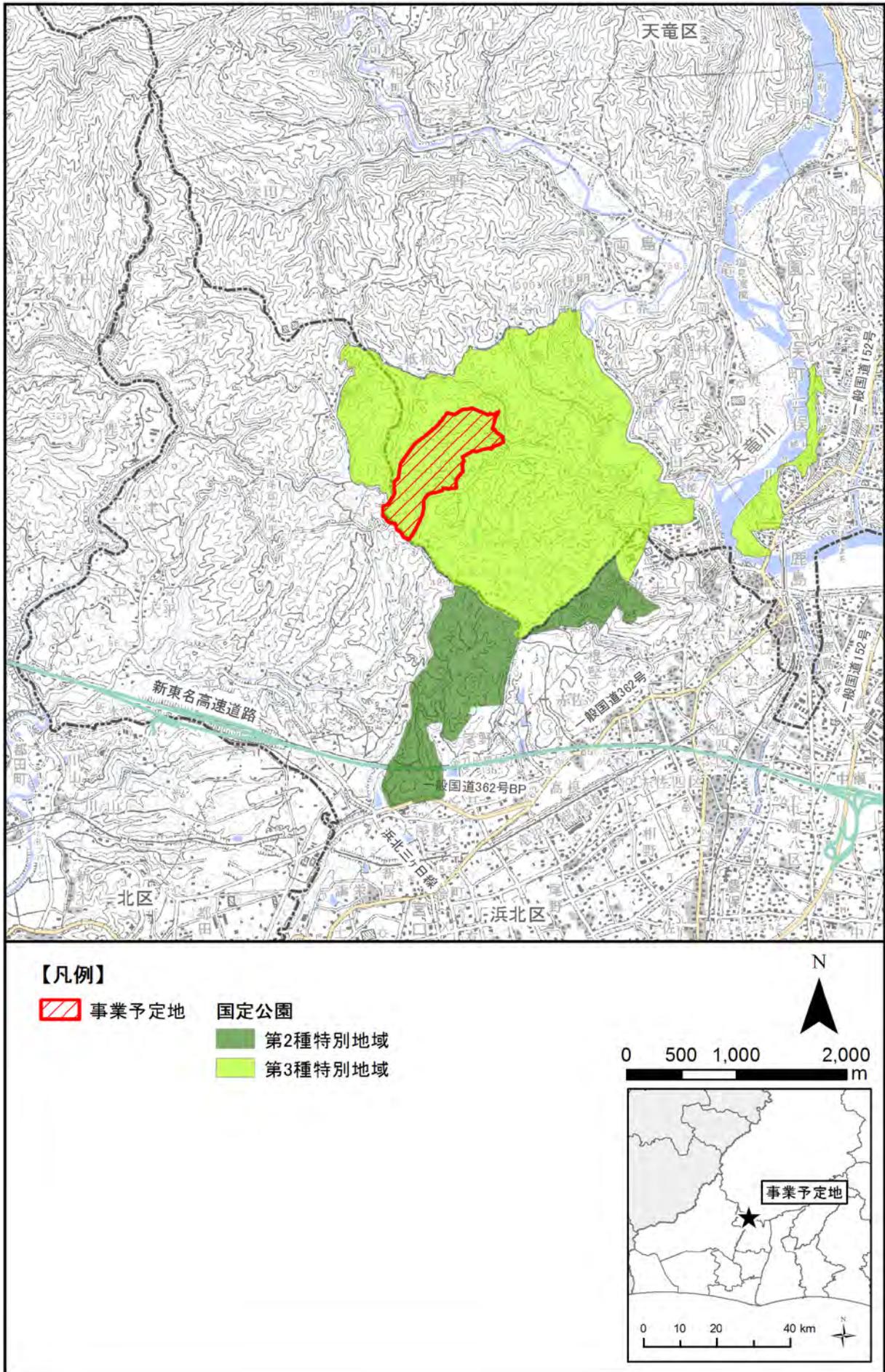


図 4.3.1 事業予定地周辺の自然公園

エ 風致地区及び景観地区

風致地区は、都市計画法に定められている地域地区の一つであり、都市計画区域の「自然的環境を主体とした都市景観を維持することが特に必要とされる地区」として指定され、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられている。

浜松市において、浜松市風致地区条例に基づき指定された風致地区、都市緑地法に基づき指定された緑地保全地域等は表 4.3.38 に示すとおりであり、事業予定地は風致地区及び緑地保全地域等に指定されていない。

その他、浜松市における景観法に係る景観地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定はない。

表 4.3.38 風致地区・特別緑地保全地域の概要

種別	地区名称	第1種面積(ha)	第2種面積(ha)	合計面積(ha)
風致地区	曳馬野	34.0	45.5	79.5
	佐鳴湖	341.7	140.1	481.8
	和合富塚	101.7	74.2	175.9
	海岸	343.7	115.5	459.2
	新弁天島	—	5.9	5.9
	吹上	19.2	—	19.2
	浜表	51.1	—	51.1
特別緑地保全地域	富塚椎ノ木谷	—	—	6.7

出典) 「市内の風致地区の名称及び種別」 (浜松市ホームページ)
「浜松市緑の基本計画」 (平成 22 年 3 月、浜松市)

オ 保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定される森林である。一方、民有林は地方自治体の公有林と、私有林を含めた国有林以外の森林を指し、地域森林計画の対象となっている。いずれの林でも、立木・竹類の伐採や、土地の形質の変更等が規制されている。

保安林等の位置は図 4.3.2 に示すとおりであり、事業予定地には地域森林計画対象民有林が分布している。

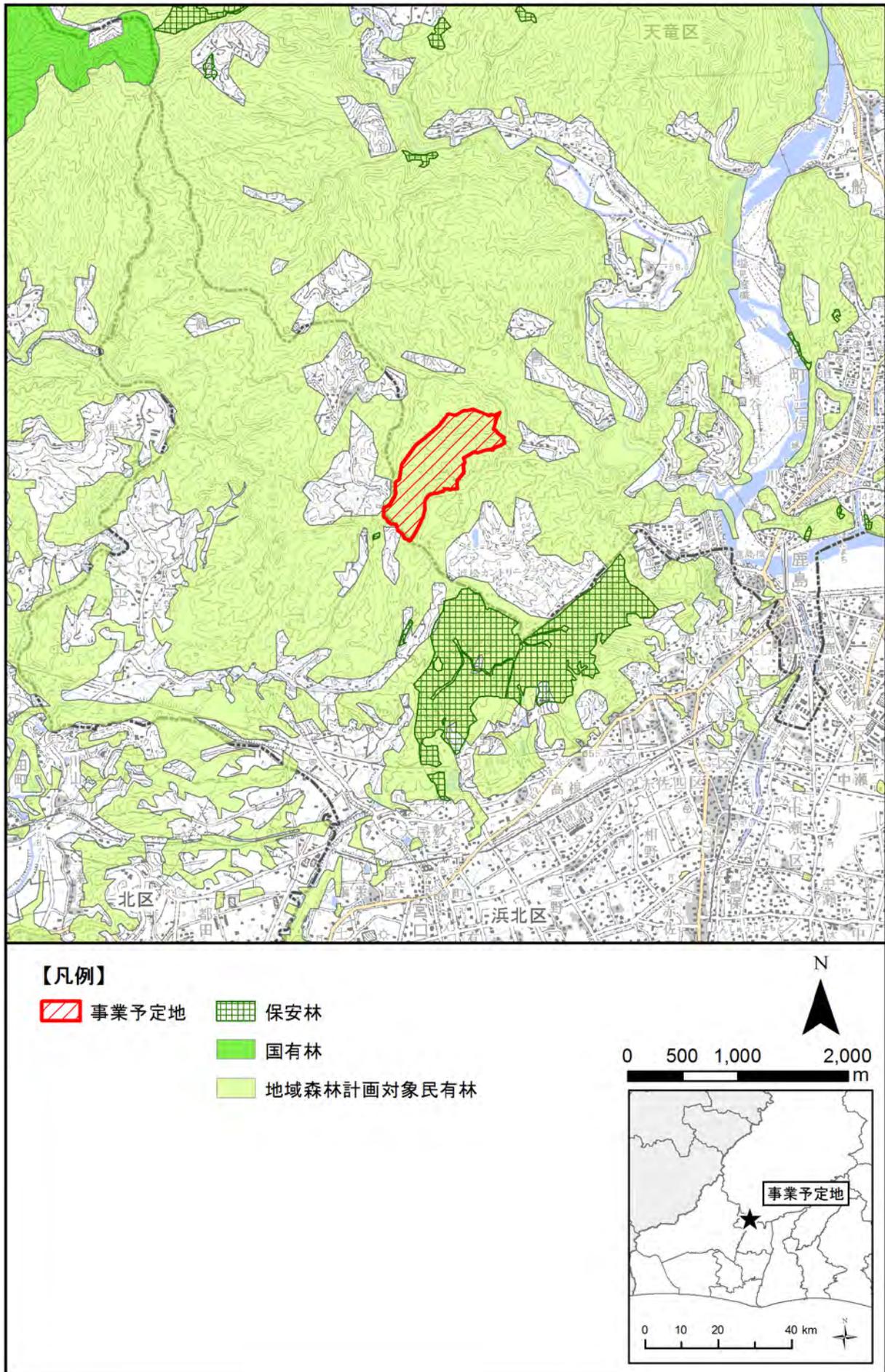


図 4.3.2 保安林及び民有林の分布

カ 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。鳥獣保護区等の指定状況は表 4.3.39 及び図 4.3.3 に示すとおりであり、事業予定地は指定されていないが、県立森林公園鳥獣保護区および特別保護地区、浜北北西部鳥獣保護区、渡ヶ島特定猟具使用禁止区域が近接している。

表 4.3.39 事業予定地周辺の鳥獣保護区

No.	名 称	設定区分	面積	期限
1	県立森林公園特別保護地区	身近な鳥獣生息地	35ha	平成 33 年 10 月 31 日
2	船明ダム湖鳥獣保護区	集団渡来地	272ha	平成 31 年 10 月 31 日
3	県立森林公園鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	483ha	平成 33 年 10 月 31 日
4	二俣小学校野鳥愛護林	身近な鳥獣生息地	24ha	平成 34 年 10 月 31 日
5	浜北北西部鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	822ha	平成 34 年 10 月 31 日
6	三方原特定猟具使用禁止区域	—	4,418ha	平成 27 年 10 月 31 日
7	観音山特定猟具使用禁止区域	—	327ha	平成 36 年 10 月 31 日
8	渡ヶ島特定猟具使用禁止区域	—	120ha	平成 27 年 10 月 31 日

資料) 「(平成 26 年度) 静岡県鳥獣保護区等位置図」 (平成 26 年 10 月、静岡県)

キ その他

浜松市には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく条約湿地(ラムサール登録湿地)、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく文化遺産及び自然遺産はない。

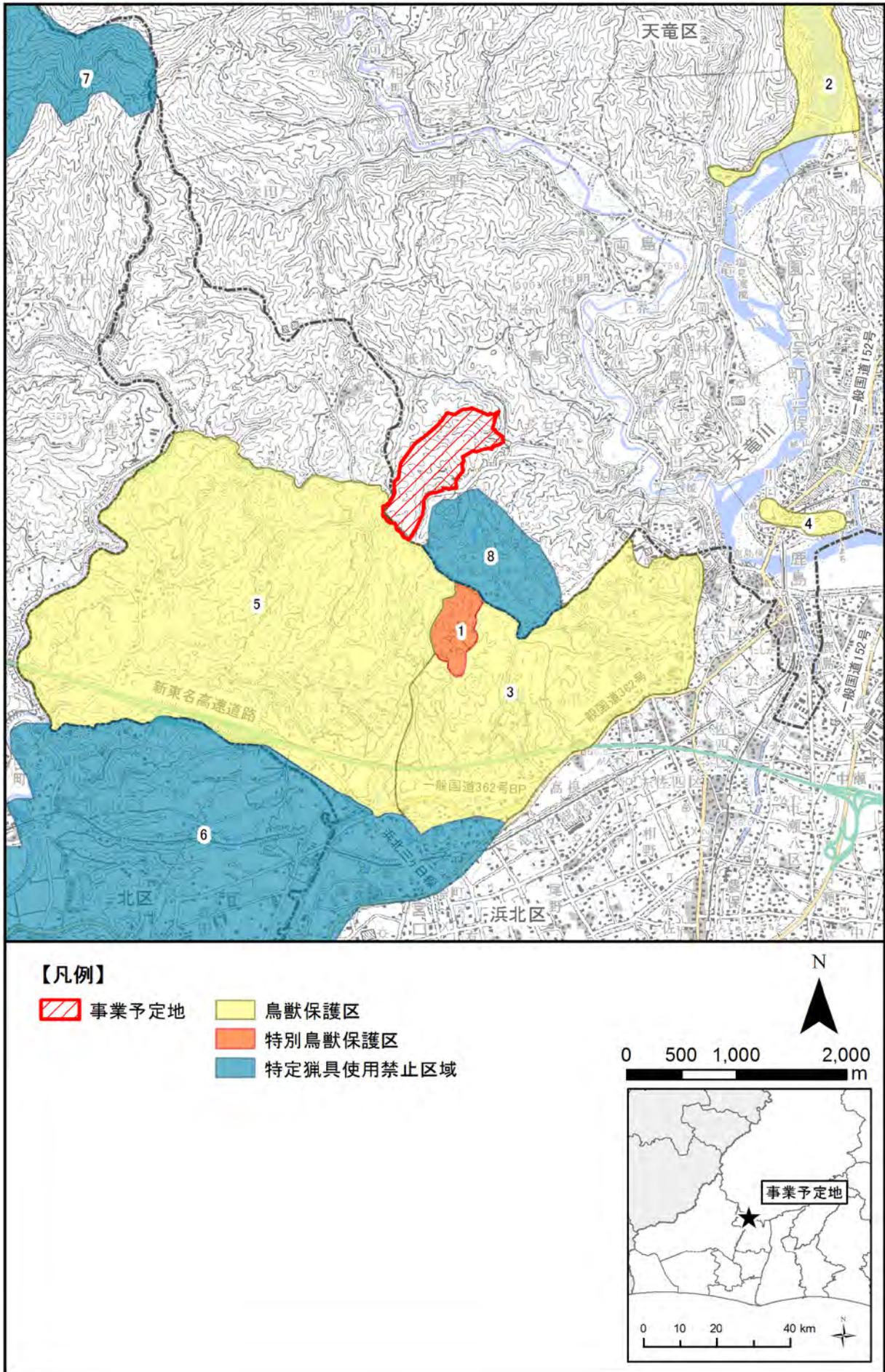


図 4.3.3 鳥獣保護区

4.3.2 生活環境の状況等

(1) 大気質

事業予定地周辺に位置する大気汚染常時監視測定局の概要を表4.3.40に、位置を図4.3.4に示す。

平成24年度の測定結果は表4.3.41(1)～(4)に示すとおりであり、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全測定局で環境基準に適合していた。一方、光化学オキシダントは11測定局全てで基準に適合しなかった。なお、光化学オキシダント注意報の発令基準（1時間値0.12ppm以上）を超過する測定局はなかった。

なお、平成24年度における全国の大気測定局（一般局1,142局、自排局30局）における光化学オキシダントの環境基準達成局数は、一般局で3局（0.5%）、自排局で0局（0%）であり、依然として極めて低い水準のままとなっている。

また、有害大気汚染物質の調査結果を表4.3.42に、ダイオキシン類の調査結果を表4.3.43に示し、それぞれの調査地点を図4.3.5及び図4.3.6に示す。

有害大気汚染物質の環境基準が設定されている4物質、指針値が設定されている8物質については、全地点で基準及び指針に適合してした。一方、ダイオキシン類の年平均値は0.0096pg-TEQ/m³～0.020pg-TEQ/m³であり、全4局が環境基準に適合していた。

表4.3.40 事業予定地周辺の大気汚染常時監視測定局等の概要

(大気汚染常時監視測定局)

測定局名	区分	所在地	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
浜松中央測定局	一般局	中区鴨江 2-17-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西部測定局	一般局	西区神ヶ谷町 3490	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
東北部測定局	一般局	東区大瀬町 1220-2	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—
西南部測定局	一般局	西区篠原町 10681	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—
東南部測定局	一般局	南区芳川町 80	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
北部測定局	一般局	中区高丘東 3-51-1	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
西北部測定局	一般局	西区白洲町 345	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—
東部測定局	一般局	東区神立町 5	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—
三ヶ日測定局	一般局	北区三ヶ日町三ヶ日 500-1	—	○	○	○	—	○	—	—	—	○	○
浜北測定局	一般局	浜北区横須賀 800	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—
引佐測定局	一般局	北区引佐町井伊谷 615-5	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
R-152	自排局	中区元城町 103-2	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—
R-257	自排局	中区伝馬町 311-14	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
R-150	自排局	中区相生町 23-2	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○

注)表中の○は測定を実施している項目を示す。

資料)「大気汚染物質広域監視システム」(環境省ホームページ)

(ダイオキシン類常時監視測定局)

測定局名	所在地
浜松市立葵が丘小学校	中区高丘東 3-51-1
浜松市立保健環境研究所	東区上西町 939-2
浜松市立篠原中学校	西区篠原町 10681
浜松市立北浜小学校	浜北区横須賀 800

資料)「平成24年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成26年3月、環境省)

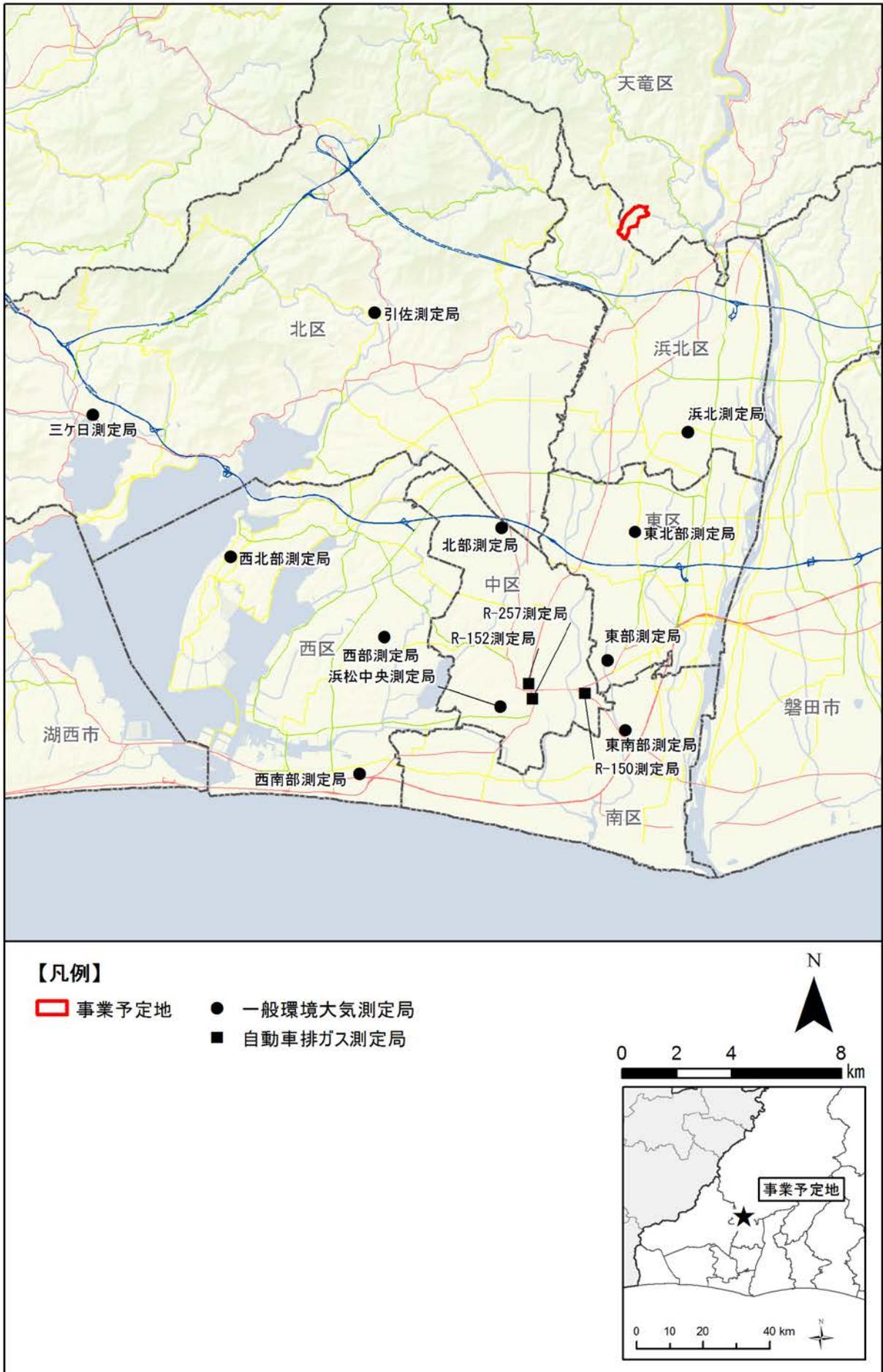


図 4.3.4 大気汚染常時監視測定局の位置

表 4.3.41(1) 大気汚染常時監視測定局における測定結果（平成 24 年度）

<二酸化硫黄 (SO₂)>

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	注 環境基準の適否
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有:X無:0	日	
中央測定局	361	8684	0.004	0	0	0	0	0.018	0.008	0	0	○
西部測定局	363	8710	0.003	0	0	0	0	0.014	0.005	0	0	○
西南部測定局	313	7533	0.001	0	0	0	0	0.013	0.003	0	0	○
東南部測定局	352	8458	0.001	0	0	0	0	0.014	0.003	0	0	○
北部測定局	323	8258	0.002	0	0	0	0	0.016	0.005	0	0	○
西北部測定局	213	5099	0.001	0	0	0	0	0.013	0.002	0	0	—
浜北測定局	362	8708	0.003	0	0	0	0	0.028	0.006	0	0	○

<一酸化窒素 (NO)>

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
中央測定局	358	8611	0.002	0.040	0.008
西部測定局	339	8403	0.001	0.041	0.004
東北部測定局	361	8684	0.002	0.071	0.008
西南部測定局	349	8441	0.002	0.059	0.008
東南部測定局	352	8529	0.003	0.116	0.008
北部測定局	362	8715	0.003	0.110	0.012
西北部測定局	210	5072	0.002	0.039	0.006
三ヶ日測定局	121	2900	0.007	0.152	0.043
浜北測定局	354	8578	0.001	0.034	0.003
R-152	210	5060	0.012	0.071	0.025
R-257	346	8312	0.013	0.158	0.032
R-150	351	8441	0.006	0.079	0.013

<二酸化窒素 (NO₂)>

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	注 環境基準の適否
					時間	%	時間	%	日	%	日	%			
中央測定局	358	8611	0.007	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	○
西部測定局	339	8403	0.006	0.034	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	○
東北部測定局	361	8684	0.007	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	○
西南部測定局	349	8441	0.008	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	○
東南部測定局	352	8529	0.009	0.061	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	○
北部測定局	362	8715	0.010	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	○
西北部測定局	210	5072	0.006	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0	—
三ヶ日測定局	121	2900	0.010	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0	—
浜北測定局	354	8578	0.007	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	○
R-152	210	5060	0.014	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	—
R-257	346	8312	0.019	0.065	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0	○
R-150	351	8441	0.011	0.062	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	○

出典)「環境数値データベース」(国立環境研究所ホームページ)

注)環境基準の適否… ○:達成、×:非達成、—:無効(有効測定時間6,000時間未満)

表 4.3.41(2) 大気汚染常時監視測定局における測定結果（平成 24 年度）

<窒素酸化物 (NO_x)>

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
中央測定局	358	8611	0.010	0.087	0.025	75.2
西部測定局	339	8403	0.007	0.059	0.017	81.7
東北部測定局	361	8684	0.009	0.095	0.024	75.4
西南部測定局	349	8441	0.011	0.101	0.028	77.3
東南部測定局	352	8529	0.011	0.141	0.030	76.9
北部測定局	362	8715	0.013	0.139	0.033	76.3
西北部測定局	210	5072	0.008	0.077	0.016	75.5
三ヶ日測定局	121	2900	0.017	0.194	0.060	59.6
浜北測定局	354	8578	0.007	0.072	0.017	87.4
R-152	210	5060	0.026	0.099	0.041	55.1
R-257	346	8312	0.032	0.213	0.063	58.5
R-150	351	8441	0.017	0.102	0.033	64.7

<一酸化炭素 (CO)>

測定局名称	有効測定日数		測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	注 環境基準の適否
	日	時間			ppm	回	%	日	%	日					
中央測定局	354	8449	0.3	0	0	0	0	0	0	0	1.4	0.4	0	0	○
R-152	213	5035	0.4	0	0	0	0	0	0	0	3.6	0.6	0	0	—
R-257	363	8690	0.4	0	0	0	0	0	0	0	1.5	0.6	0	0	○
R-150	320	7706	0.3	0	0	0	0	0	0	0	1.2	0.6	0	0	○

<光化学オキシダント (O_x)>

測定局名称	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の適否 ^注
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
中央測定局	364	5429	0.037	93	516	0	0	0.106	0.049	×
西部測定局	365	5450	0.032	50	228	0	0	0.089	0.043	×
東北部測定局	364	5430	0.033	74	343	0	0	0.101	0.045	×
西南部測定局	317	4721	0.037	88	455	0	0	0.114	0.050	×
東南部測定局	364	5430	0.031	52	232	0	0	0.085	0.043	×
北部測定局	364	5415	0.036	90	519	0	0	0.107	0.049	×
東部測定局	363	5424	0.034	75	371	0	0	0.100	0.046	×
西北部測定局	214	3209	0.035	64	274	0	0	0.105	0.049	×
三ヶ日測定局	120	1778	0.034	11	47	0	0	0.076	0.044	×
浜北測定局	364	5426	0.038	101	602	0	0	0.118	0.051	×
引佐測定局	362	5405	0.036	90	482	0	0	0.111	0.049	×

出典)「環境数値データベース」(国立環境研究所ホームページ)

注)環境基準の適否… ○:達成、×:非達成、—:無効(有効測定時間6,000時間未満、ただし光化学オキシダントを除く。)

表 4.3.41(3) 大気汚染常時監視測定局における測定結果（平成 24 年度）

<非メタン炭化水素（NMHC）>

測定局名称	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値の最高値	6～9 時 3 時間平均値の最低値	6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
	時間						ppmC	ppmC	日	ppmC
中央測定局	7964	0.13	0.14	337	0.39	0.04	48	14.2	2	0.6
西部測定局	8223	0.26	0.26	350	0.45	0.17	330	94.3	40	11.4
東南部測定局	7519	0.15	0.16	318	0.46	0.06	69	21.7	9	2.8
北部測定局	8749	0.05	0.05	353	0.21	0.01	1	0.3	0	0.0
R-257	8530	0.16	0.16	363	0.38	0.06	71	19.6	6	1.7
R-150	8102	0.15	0.15	345	0.42	0.02	74	21.4	15	4.3

<メタン（CH₄）>

測定局名称	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値の最高値	6～9 時 3 時間平均値の最低値
	時間					
中央測定局	7964	1.84	1.86	337	2.10	1.69
西部測定局	8223	1.85	1.86	350	1.97	1.69
東南部測定局	7519	1.86	1.88	318	2.06	1.71
北部測定局	8479	1.82	1.83	353	1.92	1.68
R-257	8530	1.85	1.86	363	2.03	1.70
R-150	8102	1.85	1.86	345	2.05	1.70

<全炭化水素（THC）>

測定局名称	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値の最高値	6～9 時 3 時間平均値の最低値
	時間					
中央測定局	7964	1.97	1.99	337	2.50	1.73
西部測定局	8223	2.10	2.11	350	2.38	1.90
東南部測定局	7519	2.01	2.04	318	2.50	1.78
北部測定局	8479	1.87	1.88	353	2.00	1.75
R-257	8530	2.01	2.03	363	2.30	1.78
R-150	8102	2.00	2.02	345	2.41	1.79

<浮遊粒子状物質（SPM）>

測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の適否
				時間	%	日	%					
中央測定局	361	8669	0.016	0	0	0	0.0	0.093	0.040	0	0	○
西部測定局	363	8697	0.015	0	0	0	0.0	0.095	0.035	0	0	○
西南部測定局	346	8389	0.038	0	0	0	0.0	0.155	0.069	0	0	○
東南部測定局	360	8689	0.017	1	0	0	0.0	0.276	0.041	0	0	○
北部測定局	359	8653	0.017	0	0	0	0.0	0.116	0.045	0	0	○
東部測定局	360	8619	0.015	0	0	0	0.0	0.148	0.038	0	0	○
西北部測定局	213	5124	0.020	0	0	0	0.0	0.108	0.046	0	0	—
三ヶ日測定局	119	2886	0.013	0	0	0	0.0	0.093	0.043	0	0	—
浜北測定局	362	8695	0.016	0	0	0	0.0	0.116	0.041	0	0	○
R-152	210	5057	0.017	0	0	0	0.0	0.103	0.037	0	0	—
R-257	364	8733	0.016	0	0	0	0.0	0.129	0.041	0	0	○
R-150	358	8635	0.015	0	0	0	0.0	0.097	0.038	0	0	○

出典) 「環境数値データベース」(国立環境研究所ホームページ)

注) 環境基準の適否… ○: 達成、×: 非達成、—: 無効(有効測定時間 6,000 時間未満)

表 4.3.41(4) 大気汚染常時監視測定局における測定結果（平成 24 年度）

< 微小粒子状物質（PM2.5） >

測定局名称	有効測定 日数	年平均 値	日平均値の 年間 98% 値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日 数	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数の割合	環境基準 の適否 ^注
	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
中央測定局	357	12.3	29.8	3	0.8	○
北部測定局	121	12.1	30.0	1	0.8	—
三ヶ日測定局	121	11.8	31.9	2	1.7	—
R-150	121	12.7	32.0	2	1.7	—

出典) 「環境数値データベース」(国立環境研究所ホームページ)

注) 環境基準の適否… ○: 達成、×: 非達成、—: 無効(有効測定日数 250 日未満)

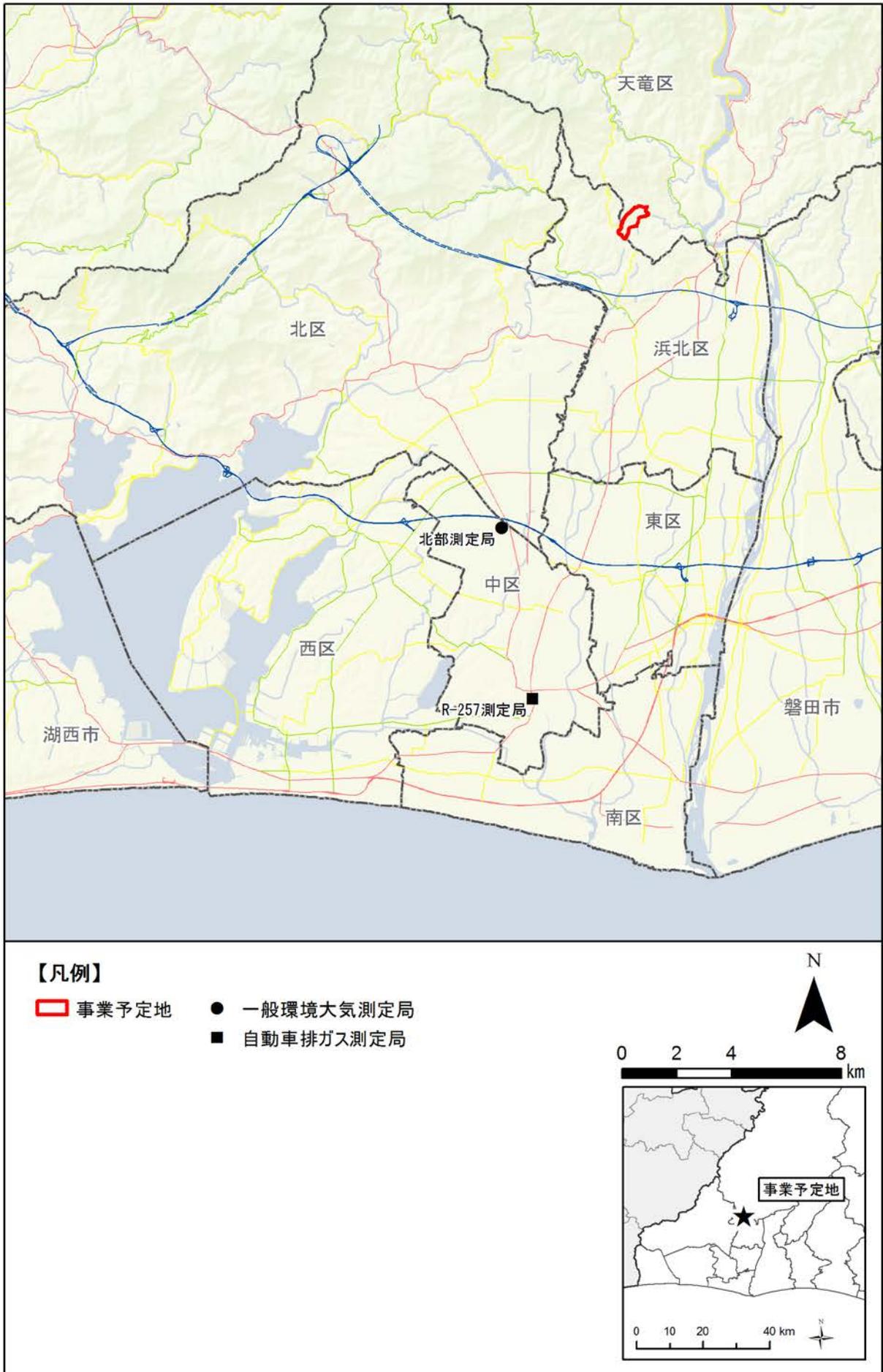


図 4.3.5 有害大気汚染物質の調査地点（平成 24 年度）

表 4.3.42 有害大気汚染物質の調査結果（平成 24 年度）

物質名	環境基準値 (指針値) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	北部測定局（一般環境）			R257 測定局（沿道）			
		年平均値	最大値	全国平均 (H22)	年平均値	最大値	全国平均 (H22)	
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)						
物質 環境基準 値設定	ベンゼン	3	0.92	1.7	1.0	1.8	3.0	1.4
	トリクロロエチレン	200	0.073	0.20	0.44	0.15	0.55	0.52
	テトラクロロエチレン	200	0.29	2.0	0.17	0.071	0.16	0.19
	ジクロロメタン	150	4.0	10	1.5	2.1	5.5	1.6
指針値 設定物質	アクリロニトリル	2	0.060	0.12	0.055	0.084	0.11	0.070
	塩化ビニルモノマー	10	0.018	0.07	0.040	0.022	0.070	0.026
	クロロホルム	18	0.18	0.46	0.18	0.20	0.78	0.19
	1,2-ジクロロエタン	1.6	0.15	0.38	0.15	0.14	0.34	0.15
	水銀及びその化合物	0.040	0.0017	0.0017	0.0020	0.0016	0.0016	0.0020
	ニッケル化合物	0.025	0.0046	0.010	0.0038	0.0090	0.010	0.0048
	ヒ素及びその化合物	0.006	0.00082	0.0020	0.0013	0.00080	0.0022	0.0013
	1,3-ブタジエン	2.5	0.062	0.12	0.10	0.24	0.36	0.18
その 他の 有害 大気 汚染 物質	アセトアルデヒド	—	2.9	3.9	1.9	3.6	6.2	2.3
	塩化メチル	—	3.1	6.7	1.5	2.7	5.6	1.5
	クロム及びその化合物	—	0.0037	0.0059	0.0043	0.0034	0.0055	0.0074
	酸化エチレン	—	0.032	0.049	0.079	0.037	0.053	0.091
	トルエン	—	6.9	14	7.7	11	18	9.4
	ベリリウム及びその化合物	—	0.000017	0.000018	0.000022	0.000025	0.000052	0.000027
	ベンゾ[a]ピレン	—	0.000080	0.00014	0.00018	0.00012	0.00025	0.00021
	ホルムアルデヒド	—	2.7	5.1	2.4	3.4	5.8	2.8
	マンガン及びその化合物	—	0.018	0.027	0.019	0.012	0.021	0.030

注 1) 全国平均は平成 22 年度大気汚染状況報告書（環境省）による。

注 2) その他の有害大気汚染物質の全国平均は、一般環境、沿道を含めた全体の平均値。

出典) 「平成 24 年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果）資料編」（環境省ホームページ）

表 4.3.43 ダイオキシン類調査結果（平成 24 年度）

測定地点名	地域分類	平均値	濃度範囲		
		$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$		
浜松市立葵が岡小学校	一般環境	0.012	0.0093	～	0.015
浜松市保健環境研究所	一般環境	0.013	0.011	～	0.015
浜松市立篠原中学校	一般環境	0.017	0.0094	～	0.025
浜松市立北浜小学校	一般環境	0.010	0.0097	～	0.011

出典) 「平成 24 年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成 26 年 3 月、環境省）

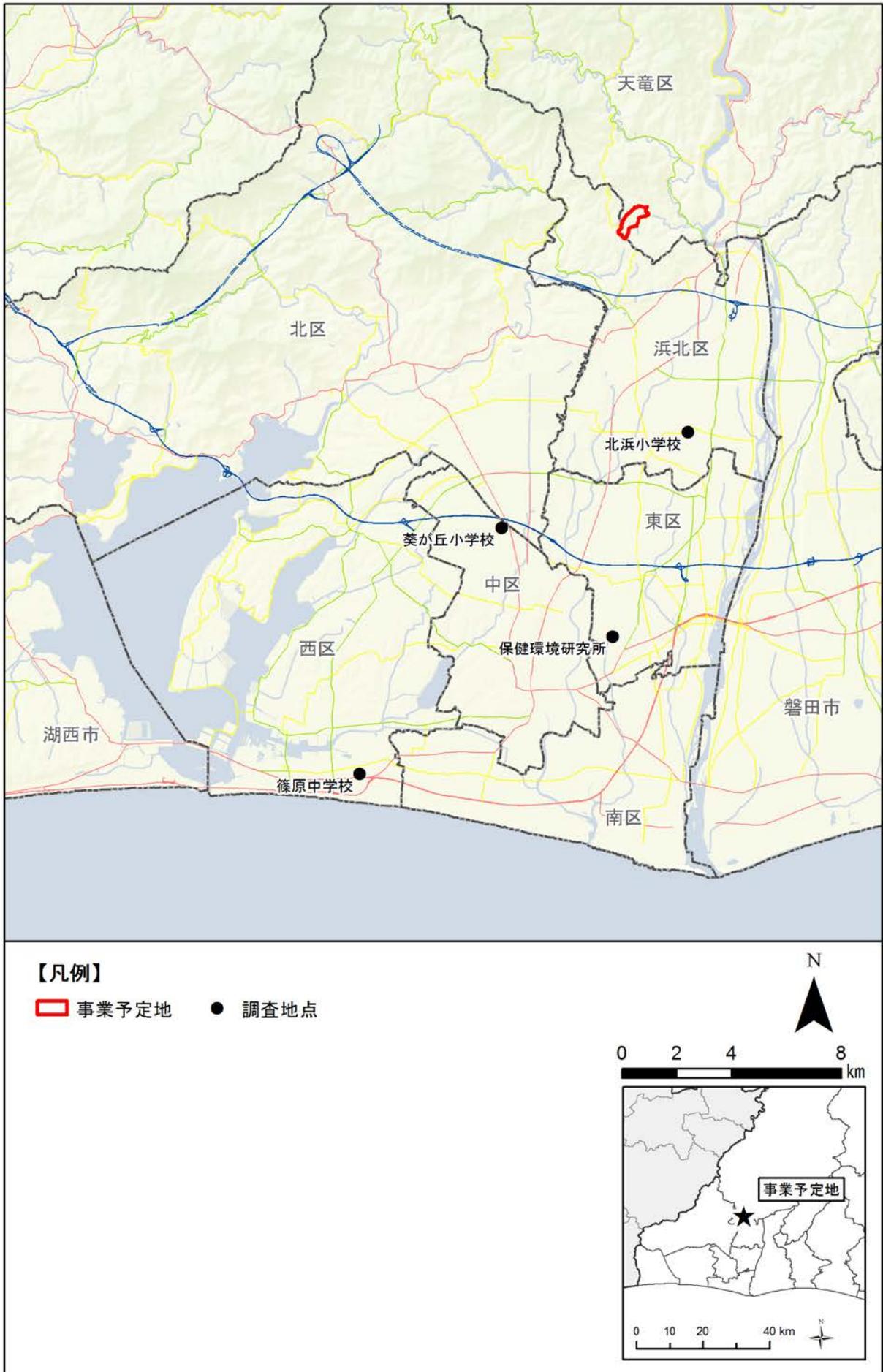


図 4.3.6 ダイオキシン類常時監視測定局（平成 24 年度）

(2) 騒音

浜松市における一般環境騒音の測定結果を表 4.3.44 に、自動車交通騒音の測定結果を表 4.3.45 に示す。また、それぞれの調査地点を図 4.3.7 及び図 4.3.8 に示す。

浜松市では、平成 12 年度に一般環境騒音の測定を 20 地点で実施しており、昼間は全ての地点で環境基準に適合していたが、夜間は 5 地点で不適であった。また、平成 25 年度に自動車交通騒音を 2 地点で測定しており、このうち一般国道 152 号に面する東区和田町では、昼間、夜間共に不適であった。

表 4.3.44 一般環境騒音の測定結果

地域区分	該当区域		結果				環境基準	
			昼間 (dB)	適否	夜間 (dB)	適否	昼間 (dB)	夜間 (dB)
A 地域	第 1 種低層住宅専用地域	①和合町(公営競技室)	50	○	37	○	55 以下	45 以下
		第 1 種中高層住宅専用地域	②佐鳴台三丁目(天竜川浜名湖地区総合教育センター)	48	○	39		
	③初生町(旧浜松ソーラーエネルギー研究所)		50	○	46	×		
	第 2 種中高層住宅専用地域		④安松町(末松邸)	49	○	42		
B 地域	第 1 種住居地域	⑤曳山六丁目(財浜松家内労働福祉センター)	52	○	42	○	55 以下	45 以下
		⑥早出町(ヤマハ発動機)	50	○	44	○		
		⑦増楽町(老人福祉センター可美荘)	51	○	44	○		
	第 2 種住居地域	⑧船越町(北ポンプ場)	53	○	49	×		
	準住居地域	⑨高林 1 丁目(旧浜松赤十字病院)	54	○	45	○		
	市街化調整区域	⑩東町(曾布川邸)	49	○	43	○		
		⑪大原町(大原浄水場)	49	○	41	○		
		⑫増楽町(可美公園総合センター)	51	○	42	○		
		⑬古人見町(腫ヶ丘ポンプ場)	51	○	42	○		
		⑭平松町(平和清掃事業所)	48	○	46	×		
C 地域	近接商業地域	⑮中央二丁目(中ポンプ場)	54	○	45	○	60 以下	50 以下
	商業地域	⑯肴町(中島家)	60	○	60	×		
	準工業地域	⑰高岡西四丁目(北部水泳場)	56	○	53	×		
		⑱葵東一丁目(北部公民館)	52	○	48	○		
	工業地域	⑲上西町(保健環境研究所)	51	○	46	○		
工業専用地域	⑳新都田一丁目(浜松工業技術支援センター)	49	○	42	○	—	—	

注) 工業専用地域は地域区分に属していないため、環境基準は定められていない。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策(平成 26 年度版)」(平成 26 年 10 月、浜松市)

表 4.3.45 自動車交通騒音の測定結果

No.	対象路線	測定地点	環境基準			
			昼間 (基準値 70dB)		夜間 (基準値 65dB)	
			結果	適否	結果	適否
①	一般国道 152 号	東区和田町	71	×	68	×
②	一般国道 152 号	中区中沢町	67	○	62	○

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 (平成 26 年度版)」 (平成 26 年 10 月、浜松市)

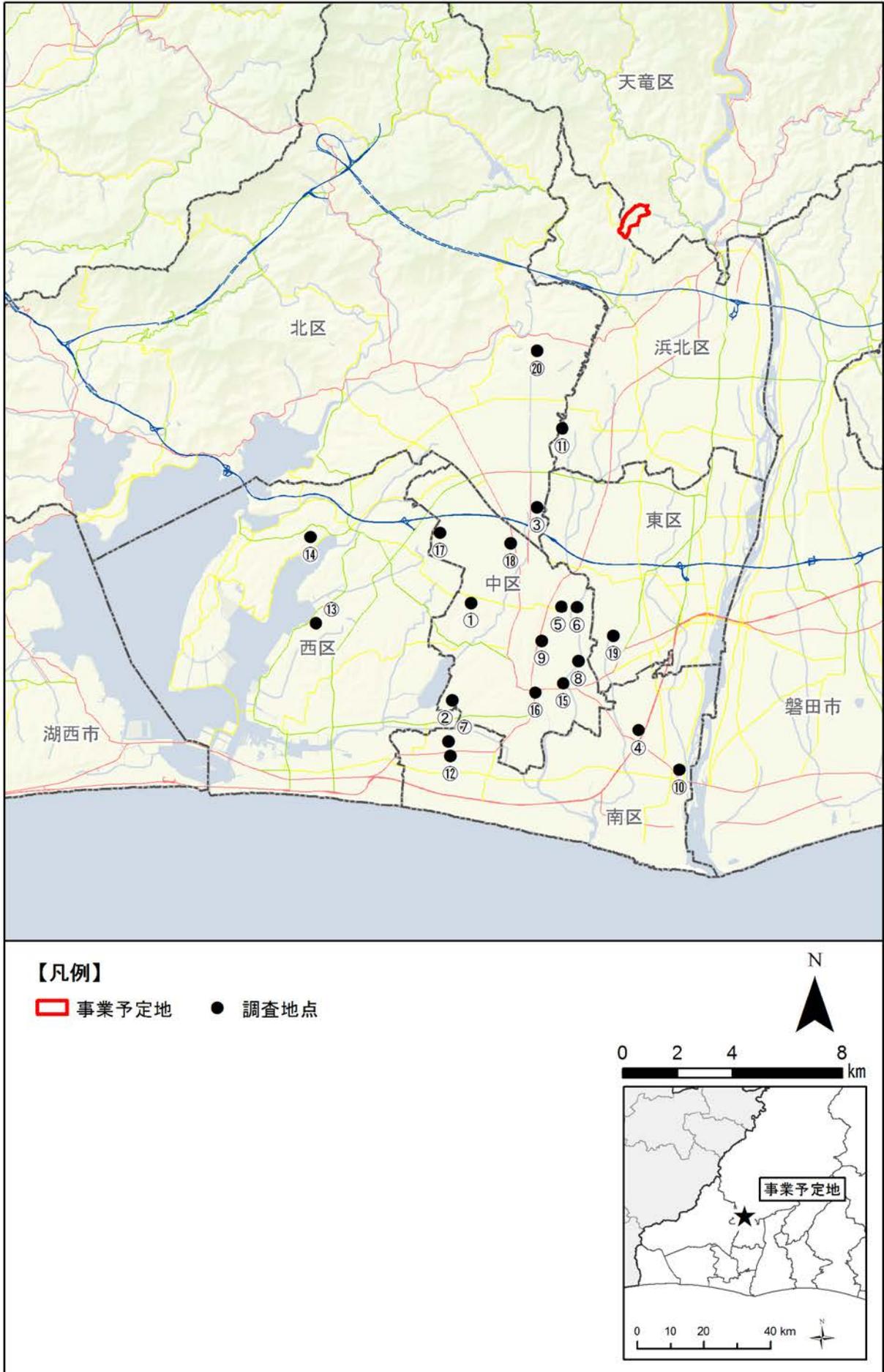


図 4.3.7 一般環境騒音調査地点（平成 12 年）

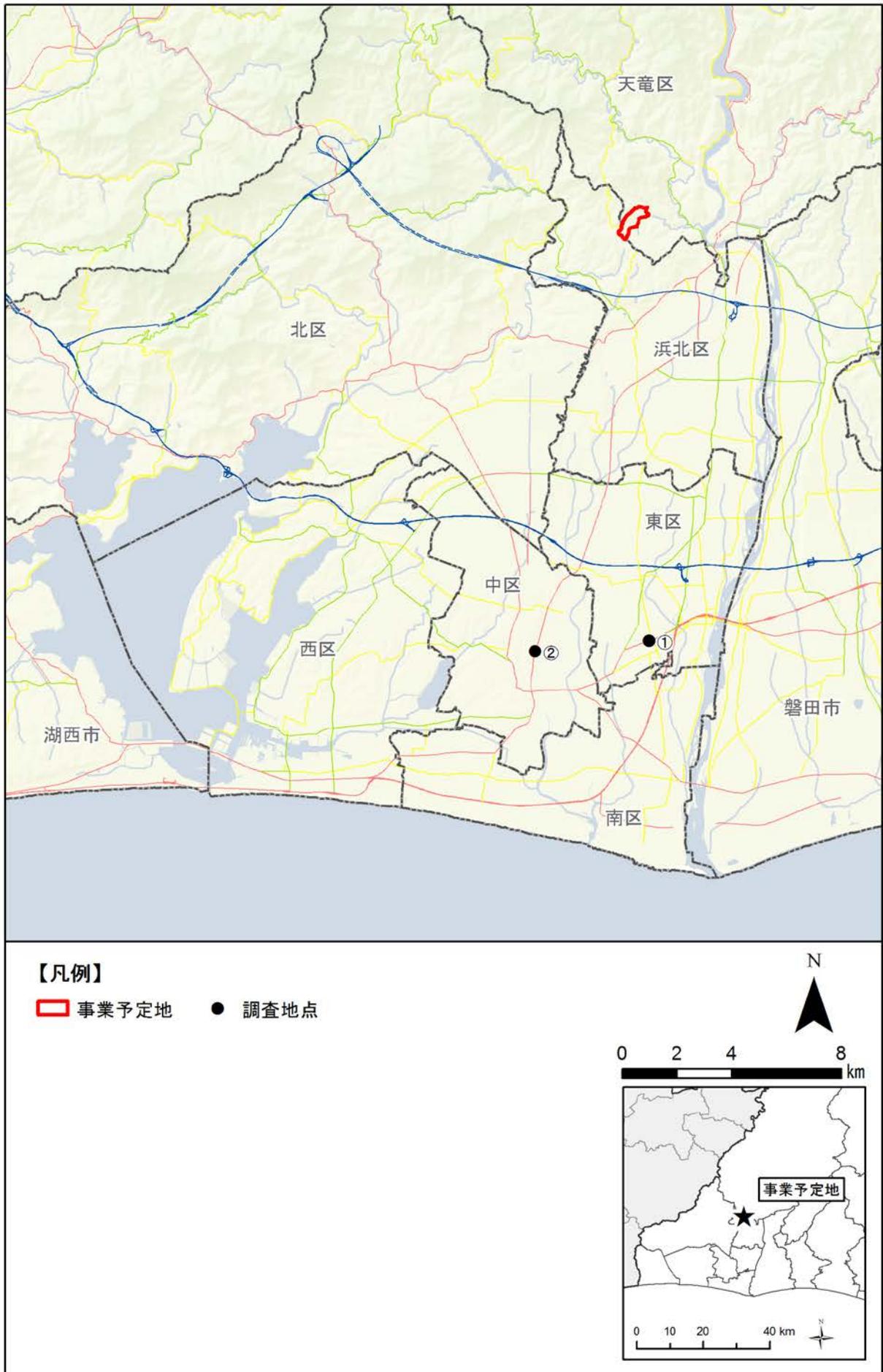


図 4.3.8 自動車交通騒音調査地点（平成 12 年）

(3) 振動

浜松市では、環境振動及び自動車交通振動の定期的な調査は実施されていない。

(4) 悪臭

浜松市では、悪臭の定期的な調査は実施されていない。

(5) 水質

事業予定地周辺の河川水質調査結果を表 4.3.46(1)～(2)に、地下水測定結果を表 4.3.47 に、河川のダイオキシン類調査結果を表 4.3.48 に、地下水質のダイオキシン類調査結果を表 4.3.49 に示す。また、河川水質調査地点及び環境基準指定類型を図 4.3.9 に示す。

事業予定地周辺の河川水質調査結果のうち、天竜川鹿島橋における生活環境項目の水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量及び全亜鉛は環境基準に適合したが、浮遊粒子物質量、溶存酸素量及び大腸菌群数は不適となった。一方、健康項目については、実施した全ての調査地点において環境基準に適合した。地下水についても、環境基準に適合した。

河川及び地下水におけるダイオキシン類についても、環境基準に適合した。

表 4.3.46(1) 河川水質調査結果（生活環境項目、平成 25 年度）

地点 (類型)	項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)		大腸菌群数		全亜鉛		ノニルフェノール	
		—		mg/L		mg/L		mg/L		MPN/100mL		mg/L		mg/L	
天竜川 鹿島橋 (河川 AA、生物 A)		7.0~7.8 (7.5)	○	<0.5~0.9 (0.6)	○	2~40 (10)	×	6.7~13 (10)	×	14~ 1,700 (370)	×	0.001~ 0.009 (0.005)	○	—	—
阿多古川 平田大橋		7.4~7.6 (7.5)	-	<0.5~ <0.5 (<0.5)	-	<1~<1 (<1)	-	8.1~10 (9.5)	-	-	-	-	-	-	-
二俣川 双竜橋		7.2~7.5 (7.4)	-	<0.5~0.6 (0.5)	-	<1~<1 (<1)	-	9.1~10 (9.8)	-	-	-	-	-	-	-
新堀川 末端		7.5~9.4 (8.5)	-	2.0~7.7 (3.9)	-	1~2 (2)	-	7.9~16 (11)	-	-	-	-	-	-	-
都田川 東山橋		7.3~8.0 (7.7)	-	0.5~1.1 (0.9)	-	1~4 (2)	-	8.3~12 (9.9)	-	-	-	-	-	-	-
灰ノ木川 大沢橋		7.4~7.9 (7.7)	-	0.5~2.5 (1.2)	-	<1~4 (2)	-	8.7~12 (10)	-	-	-	-	-	-	-
環境 基準	河川 AA 生物 A	6.5~ 8.5 —		1 以下 —		25 以下 —		7.5 以上 —		50 以下 —		— 0.03 以下		— 0.001 以下	

注) 1. 表中の「<」は定量下限値未滿を、カッコ内の数値は平均値を示す。
 2. 表中の「○」は環境基準を達成していることを、「×」は未達成であることを示す。
 出典) 「浜松市の環境の現状と対策（平成 26 年度版）」（平成 26 年 10 月、浜松市）

表 4.3.46(2) 河川水質調査結果（健康項目、平成 25 年度）

項目	環境基準	結果
カドミウム	0.003mg/L 以下	<調査1> 調査日 平成25年 5月14日 調査日 平成25年11月13日 調査箇所 阿多古川（平田大橋） 二俣川（双竜橋）
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
ヒ素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	<調査2> 調査日 平成25年 6月11日 調査日 平成25年12月12日 調査箇所 都田川（東山橋）
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<調査3> 調査日 平成25年 7月 3日 調査日 平成26年 1月 8日 調査箇所 天竜川（鹿島橋）
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	調査結果 全ての調査地点において 環境基準に適合した。
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典) 「平成 25 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（静岡県）

表 4.3.47 地下水測定結果（平成 25 年度）

項目	浜北区於呂	環境基準値
	mg/L	
カドミウム	< 0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	< 0.1	検出されないこと
鉛	< 0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	< 0.02	0.05mg/L 以下
ヒ素	< 0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	< 0.0005	0.0005mg/L 以下
ジクロロメタン	< 0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	< 0.0002	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	< 0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	< 0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	< 0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	< 0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	< 0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	< 0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	< 0.001	0.01mg/L 以下
セレン	< 0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.3	10mg/L 以下
ふっ素	< 0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	< 0.1	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	< 0.005	0.05 mg/L 以下

注) 表中の「<」は未満であることを示す。

出典) 「平成 25 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県)

表 4.3.48 公共用水域のダイオキシン類調査結果（平成 24 年度）

地点名	区分	測定値		環境基準の適否	
				基準値	適否
天竜川鹿島橋	水質	pg-TEQ/L	0.076	1pg-TEQ/L 以下	○
	底質	pg-TEQ/g	0.22	150pg-TEQ/g 以下	○

出典) 「平成 24 年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」 (平成 26 年 3 月、環境省)

表 4.3.49 地下水質のダイオキシン類調査結果（平成 25 年度）

地点名	測定値	環境基準の適否	
	pg-TEQ/L	基準値	適否
浜北区新原	0.050	1pg-TEQ/L 以下	○

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 (平成 26 年度版)」 (平成 26 年 10 月、浜松市)

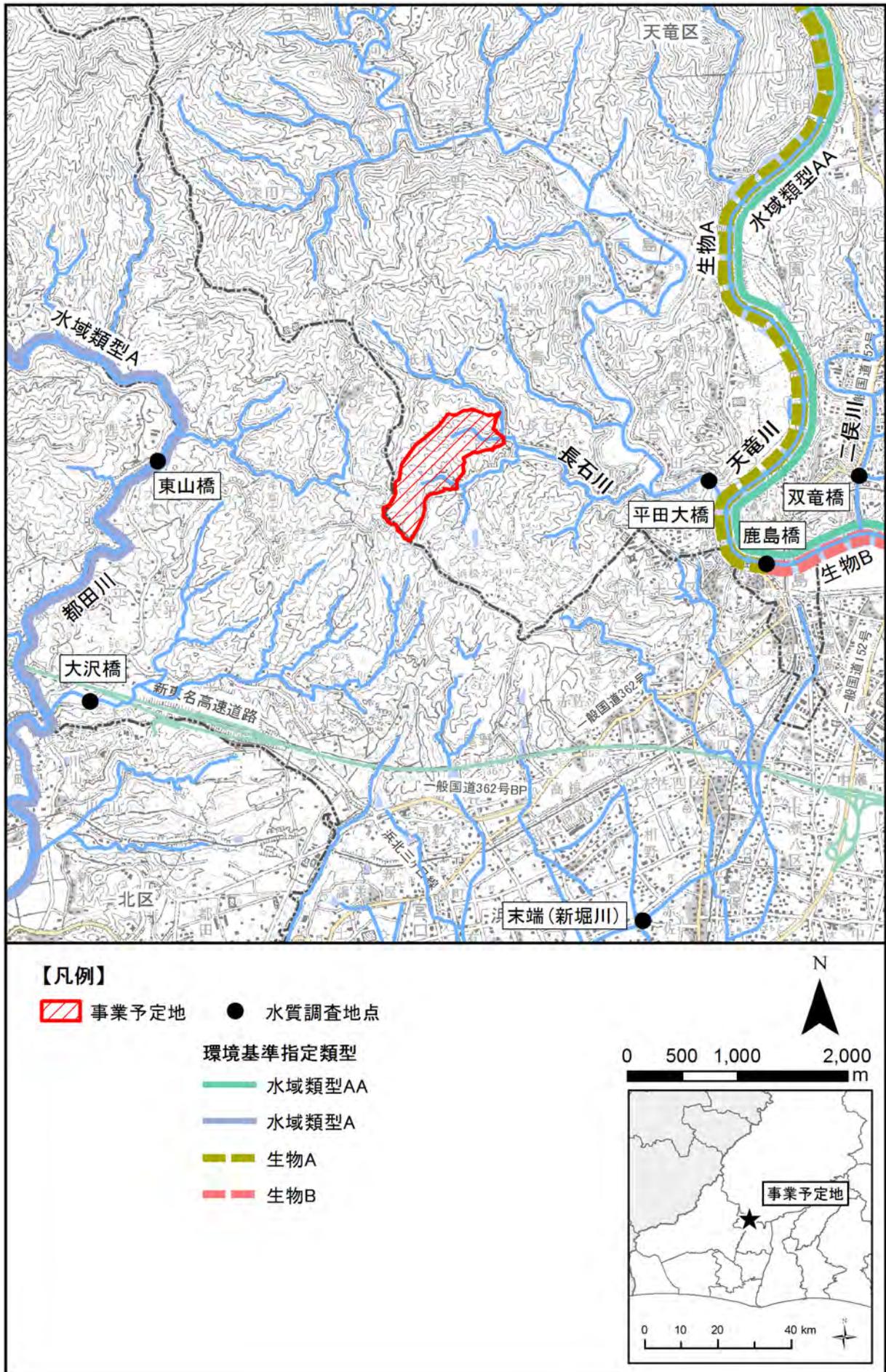


図 4.3.9 事業予定地周辺の水質調査地点及び環境基準指定類型

(6) 土壌汚染

浜松市では、土壌の定期的な調査は実施されていない。

(7) 公害苦情の状況

浜松市及び静岡県における平成 25 年度の苦情発生件数を表 4.3.50 に示す。浜松市の苦情件数は合計 410 件であり、そのうち最も多く苦情が寄せられたのは悪臭の 189 件であった。

表 4.3.50 平成 25 年度の苦情発生件数

区 分		浜松市	静岡県
典型 7 公害	大気汚染	25	459
	水質汚濁	80	287
	土壌汚染	-	-
	騒音	96	522
	振動	8	33
	地盤沈下	-	-
	悪臭	189	479
典型 7 公害以外		12	237
合 計		410	2,017

出典) 「静岡県内の公害苦情件数 (H25)」 (統計センターしずおか、静岡県ホームページ)